



平成27年 5月14日

各 位

オーケー食品工業株式会社
代表取締役社長 大重 年勝
(JASDAQ・コード2905)
問い合わせ先
取締役管理本部長 城後 精二
電 話 (0946)22-2000

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、定款の一部変更の件を平成27年6月24日開催予定の第48期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款第31条及び第42条の一部を変更するものであります。なお、定款第31条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(社外取締役との責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(取締役との責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役</u> (業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
(社外監査役との責任限定契約) 第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(監査役との責任限定契約) 第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成27年6月24日

定款変更の効力発生予定日

平成27年6月24日

以 上